

くらしのご用心

君ならどうする？学んで防ぐ！

「私は絶対にだまされない」という思いこみは禁物です！

悪質商法の手口を知り、対処法を身につけましょう。



- 心理チェック あなたの危険度は? 2ページ
- 契約はくらしのキホン 3ページ
- 事例1 スマホで探したアダルトサイト 4ページ
- 事例2 あやしいインターネット通販 4ページ
- 事例3 痩身エステで高額な契約 5ページ
- 事例4 知人から誘われた仮想通貨のもうけ話 5ページ
- 「クーリング・オフ」を知ろう 6ページ
- スマホと上手につきあう 7ページ
- 消費生活センターってどんなところ? 8ページ

編集・発行

やってみよう! 心理チェック

あなたの危険度は?



1~9までの設問にYES・NOで答え、合計点数を計算してみましょう。

- | | | |
|--------------------------------|-----|----|
| 1 私の個人情報は、悪質業者に知られていると思う | YES | NO |
| 2 契約についての基礎知識は十分ある | YES | NO |
| 3 友人や知人からの評判が気になるほうだ | YES | NO |
| 4 SNSでよく知らない人からの友達リクエストにはOKしない | YES | NO |
| 5 親友のすすめならお金がいる話でも真面目に聞く | YES | NO |
| 6 買い物するときはとにかく値段にこだわる | YES | NO |
| 7 自虐ネタを他人に話すのは苦手だ | YES | NO |
| 8 何でも話せる友人や家族がいる | YES | NO |
| 9 気軽に相談するのはカッコ悪いと思っている | YES | NO |

設問1~9までの点数を合計してね

設問1, 2, 4, 8でNOの数は 計 点

設問3, 5, 6, 7, 9でYESの数は 計 点

合計 点

あなたの危険度をチェック!

7点以上 トラブルにあう危険性が非常に高いアナタ、このテキストを読んで賢い消費者をめざそう!

2点~6点 トラブルにあう危険性が高いアナタ、甘い言葉には気を付けて!

2点未満 トラブルにあう危険性が比較的低いアナタ、今後も油断せず、トラブルにあわないように気を付けよう!

契約は くらしの キホン

● 契約ってどんなこと？

契約は、法的な拘束力を持つ約束のことです。
申し込みと承諾という行為（意思表示）によって、
当事者双方の意思が合致（合意）することで成立します。



● あれもこれも契約

私たちは毎日の生活の中で無意識のうちに様々な契約をしています。



● 契約のキホンルール

- 契約書にする必要はなく、口約束でも成立します。
- 契約をするか否か、契約の内容をどうするか、どのような形式にするのかは、当事者が自由に決めることができます（契約自由の原則）。
- 契約は守らなければなりません。一方の都合だけで勝手に解消することはできませんが、以下のように可能な場合もあります。

● 契約をやめたいとき

いったん契約が成立しても、クーリング・オフ（6ページ参照）などの特別な場合や
以下の事由があるときは、契約をやめられる場合があります。

- 当事者が契約をやめることに合意したとき
- 相手が契約を守らない（契約違反があった）とき
- だまされたり、おどされて契約したとき
- 告げられた誤った情報を信じて契約してしまったとき
- 未成年者が親権者の同意なく結んだ契約（原則）

実際にどんなトラブル
が起きているのか、事
例を見てみましょう。
(次ページへ)



事例
1

スマホで探したアダルトサイト

興味本位でクリックしたら…



事例
2

あやしいインターネット通販

お金を振り込んだのに…



ひとことアドバイス

- 事業者に電話やメールで連絡をすると勧誘がくり返される危険性がありますので、絶対に連絡しないようにしましょう。
- サイトを閲覧したときにシャッター音がしても、撮影されたり、写真が事業者に送信されたりするわけではありません。
- 請求画面が消えない場合の対処は、以下のホームページを参考にしてください。
(独)情報処理推進機構(IPA)
<https://www.ipa.go.jp/security>

ひとことアドバイス

- 事業者の所在地や連絡先を申し込み前に確認しましょう。メールアドレスしか記載されていないようなサイトは危険です。
- 他のサイトでは既に売り切れている商品が描っている、画面に表示されている日本語が不自然、などのサイトでの取引は避けましょう。
- SNS上の広告から入るときは、リンク先の通販サイトの表示や利用規約もよく確認しましょう。また、定期購入が条件にならないかなど、契約の内容にも注意しましょう。

困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。



事例
3

痩身エステで高額な契約

安いと思って申し込んだら…



事例
4

知人から誘われた 仮想通貨のもうけ話

成人になった途端に…



ひとことアドバイス

- 安い料金につられ、安易にモニター募集や体験コースに申し込みをするのはやめましょう。
 - 長期間の契約や部分脱毛等のオプション、化粧品を勧められ、高額な契約となる場合があります。
 - 契約するまで帰りにくい雰囲気になっても、契約するつもりがなければ、毅然と断りましょう。
 - 本当に必要か、支払えるのかよく考えましょう。
- ★エステ(特定継続的役務提供)はクーリング・オフの対象です

ひとことアドバイス

- 突然、友人や先輩、SNSで知り合った人から勧誘されても、その場で契約してはいけません。
- 借金の重大性をよく理解し安易に借金をしないようにしましょう。
- 勘誘すると気づかないうちに加害者となり、人間関係や金銭のトラブルになるおそれもあります。
- 仮想通貨は価格変動リスクがあり、必ずもうかるという保証はありません。

クーリング・オフってなんだろう？(次のページへ)



「クーリング・オフ」を知ろう



● クーリング・オフとは？

訪問販売など一定の取引において、消費者が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度です。

● クーリング・オフの効果

一切の負担なく無条件で契約を解除することができます。すでに受け取った商品があれば販売業者に返品し、支払ったお金は全額返金してもらえます。それらにかかる費用は全て販売業者負担です。

● クーリング・オフができる取引と期間

クーリング・オフができる取引と期間は法律に定められています。

クーリング・オフができる取引と期間(特定商取引法)

訪問販売	キャッシュセールス、アポイントメントセールス含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療*	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワークビジネスともいう	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
訪問購入	貴金属などを事業者が買い取る取引	8日間

*脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白



通信販売はクーリング・オフできません

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。商品に問題がない場合、事業者が返品の可否や返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、商品を受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます(返送費用は購入者負担)。



● クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは書面で通知します。

- ①右の記入例を参考に、はがきに書いて、両面をコピーしておきます。
- ②「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- ③はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証は一緒に保管しておきましょう。

*クレジット契約をしている場合は、販売業者だけでなくクレジット会社へも、同時に通知します。

表面	裏面
<p>〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇</p> <p>株式会社 ×××× 代表取締役△△△△</p>	<p>通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇〇円 販売業者 株式会社 ×××× □□営業所 担当者 △△△△△△△</p> <p>支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>〇〇年〇月〇日 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇〇〇</p>

クーリング・オフの手続き方法は、消費生活センター等へご相談ください。

スマホと上手につきあう

- ★セキュリティ対策をしっかりやりましょう
- ★ネットリテラシーを身につけましょう



OSは最新の状態に

ウイルス感染や不正アクセスを防ぐため、OSやアプリは常に最新の状態に更新しましょう。

アプリのインストールは信頼できるところから

正規のアプリストアからインストールし、アプリの内容とは無関係な電話帳や位置情報へのアクセス許可を求められた場合は、インストールを中断しましょう。

パスワードで端末にロックを

紛失に備え端末にはパスワードを設定してロックをかけ、専用のセキュリティソフトを利用しましょう。

SNS利用時の注意点

- ・SNSに載せる情報は、よく確認しましょう。個人情報の流出や炎上トラブルに発展する危険があります。
- ・SNSで知り合った相手の書き込み内容等をうのみにせず、不審な勧誘やもうけ話、写真の要求などはきっぱりと断りましょう。
- ・一度書き込んだ情報は完全に取り消すことができないため、慎重に利用しましょう。

無線LANスポットの利用は慎重に

不特定多数の人が使える無線LANスポットでは、通信内容を傍受されるなどの危険があります。誰が設置したか分からない無線LANスポットには接続するのをやめましょう。



ネット依存に注意

SNSやゲームに夢中になり過ぎると、生活に支障をきたしてしまう場合があります。

1日の利用時間などあらかじめルールを決めて使いましょう。



消費生活センターって どんなところ？



地方公共団体が運営する、消費者のための相談業務等を行う機関です。役所の中にあるほか、住民が立ち寄りやすい駅近くの施設に入っている場合もあります。

消費生活に関する相談を電話などで受け付け、問題解決のためのアドバイスやあっせんを行うほか、消費者被害を防止するための啓発活動なども行っています。

相談は無料、秘密は厳守します。一人で悩まずに、お住まいの自治体の消費生活センターなどを気軽にご利用ください。

おかしいな?
困ったな!
と思ったら…

消費者ホットライン
188(いやや!) *局番なし

日本全国お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

*ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口で来所相談等を行っている場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

--お住まいの近くの相談窓口(その他、メモ欄としてお使いください)--

相楽消費生活センター
(0774)72-9955
fax.(0774)72-9933



- 相談日／月曜日～金曜日（祝、休日、年末年始を除く）
- 相談時間／午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地／木津川市木津上戸15番地 相楽会館内